



三重県身体障害者総合福祉センター運動施設・大研修室



利用案内

※お申し込みの際は、下記事項に十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

I 利用条件

・運動施設(テニスコート・体育館・グラウンド)

障がい者	・障がいのある個人 ・障がいのある個人が自発的に集まった障がい当事者団体(ただし、障がいのある方の利用が総数の1/3以上であること)
一般	上記以外

・大研修室

障がい者団体

社会福祉法人三重県厚生事業団が認める団体

II 貸出時間

予約単位及び利用料金は、別紙1参照


テニスコート グラウンド	7:00~18:00 ※5月~10月は、6:00~19:00
体育館 大研修室	8:30~21:00

利用時間には、準備、片付け、整備、清掃等の時間を含む。

利用後は、テニスコート(クレーコート)・グラウンドの整備、体育館のモップかけを行うこと。

許可を受けた場所以外は使用しないこと。

III 受付時間

 059-231-0155 (代表)

・8:30~17:00

※土日祝日及び貸出休業日を除く。

ただし、天候不良で取消の場合のみ、土日祝日も受け付ける。

※貸出休業日:12月29日~1月3日

その他三重県担当部署の承認を得て定める日

IV 予約方法

窓口または電話にて申し込みをし、その後利用申込書の提出とともに支払い(必要な方のみ)を済ませた時に予約完了となる。ただし、初めて利用する方、一定期間利用実績のない方、その他三重県身体障害者総合福祉センターが判断した方は窓口のみの申し込みとなる。

※ 利用料金は現金収受による前納とする。



V 予約開始月

利用月	テニスコート		体育館		グラウンド		大研修室
	障がい者	一般	障がい者	一般	障がい者	一般	障がい者団体
4月	11月	2月	11月	2月	11月	1月	11月
5月	12月	3月	12月	3月	12月	2月	12月
6月	1月	4月	1月	4月	1月	3月	1月
7月	2月	5月	2月	5月	2月	4月	2月
8月	3月	6月	3月	6月	3月	5月	3月
9月	4月	7月	4月	7月	4月	6月	4月
10月	5月	8月	5月	8月	5月	7月	5月
11月	6月	9月	6月	9月	6月	8月	6月
12月	7月	10月	7月	10月	7月	9月	7月
1月	8月	11月	8月	11月	8月	10月	8月
2月	9月	12月	9月	12月	9月	11月	9月
3月	10月	1月	10月	1月	10月	12月	10月

VI 予約の変更・取消・還付・振替

・変更及び取消は、受付時間内に速やかに連絡をすること。ただし、土日祝日の取消に限り当日の連絡も可とする。

・還付及び振替は、天候不良の場合または2営業日前(土日祝日及び貸出休業日を除く)までに連絡があった場合に限ることとし、受付時間内に手続きをすること。

なお期限が過ぎたときは、還付または振替はできない。

【参考】

利用日	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	日曜
期限 (2営業日前)	木曜	金曜	月曜	火曜	水曜	木曜	木曜

・還付及び振替の対象とならない期間の予約を取消す場合には、予約の変更・還付・振替はできず、利用料の納付が必要となる。

・上記期限が祝日の場合は、土日及び貸出休業日を除きその前日とする。

- ・還付の場合は、利用予定日から 30 日以内に窓口で直接手続きをすること。
- ・振替の場合は、利用予定日から 30 日以内に振替日を連絡すること。ただし、同条件で 1 回のみ可能とする。
- ・利用中に天候不良やコート不良等で使用できなくなった場合でも使用時間に関係なく還付または振替の対象とはならない。
- ・下記の「利用上の注意事項」に違反し利用中止となった場合は、利用料金の還付及び振替は行わない。

Ⅶ 利用上の注意事項

1. 禁止行為

- (1)喫煙(敷地内全面禁煙、自家用車内であっても禁煙)
- (2)授業料・入場料等の徴収(実費分を除く)、及び販売(三重県身体障害者総合福祉センターが認める場合を除く)を伴う利用、ならびに特定の企業及び製品の宣伝等のための利用等
- (3)体育館にてヒールカバーの装着無しで社交ダンスをすること
- (4)火気類の持込
- (5)周囲に迷惑となる音量の音響装置の使用や、楽器の演奏及び合唱
- (6)動物の連れ込み(盲導犬、介助犬は除く)
- (7)飲酒
- (8)体育館内での飲食(水分補給は除く)

2. 次の場合、すでに許可している場合でも、利用許可を取消したり利用を中止していただきます。

- (1)許可を受けた利用の目的に違反したとき
- (2)三重県身体障害者総合福祉センター条例又は指示した事項に違反したとき
- (3)偽りその他不正の行為により許可を受けたとき
- (4)暴力団の利益になると認められるとき
- (5)天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき
- (6)公益上必要があると認められるとき
- (7)上記禁止行為を行ったとき
- (8)その他三重県身体障害者総合福祉センターの管理上必要があると認められるとき



Ⅷ 備品等の取扱い

運動施設用具の貸出は障がい者のみとする。ただし、体育館でのバレーボール及びバドミントンのネット及び支柱、グラウンドでのベース、石灰、ラインカー、トンボ、ブラシは、一般利用者にも貸出可能とする。

備品等は大切に取扱い、使用すること。備品等を使用した場合は元の場所に返却すること。

Ⅸ 破損・紛失・事故時の対応

施設、設備及び備品を破損・紛失した場合は、速やかに施設管理者に連絡し、利用者の責任において実費弁償するものとする。

施設利用中に、自動車や家屋等に被害を与えてしまった場合は、速やかに施設管理者に連絡し、利用者の責任において実費弁償するものとする。

なお、施設利用中の事故や盗難等のトラブルについては、施設管理者は一切責任を負わないのでご注意ください。

X その他

- ・指定された駐車場、駐輪場を利用すること。
- ・大会等を開催する場合は、原則として駐車・駐輪の誘導員を配置し、他の利用者及び近隣住民等に迷惑がかからないようにすること。
- ・体調管理(熱中症や感染症対策等)についても、各自十分留意すること。
- ・ゴミは各自で持ち帰ること。

三重県身体障害者総合福祉センターからのお願い

より多くの皆様にご利用いただくために、キャンセルのご連絡は速やかにお願ひします。
正当な理由なく利用されないことが度重なる場合は、次回以降のご予約・ご利用を制限させていただきます。



別紙 1

【運動施設利用料金】

- 1 料金はすべて一面の金額です。(ただし、野球は2面分となります。) ※料金はすべて前納となります。
- 2 障がい者及びその団体については無料です。(ただし、代表者の障害者手帳番号が必要です)
- 3 テニスコート、グラウンドの5月～10月の使用は6:00～19:00です。

令和元年10月1日改定

施設	時間	7:00～	8:30～	13:00～	17:00～	8:30～	13:00～	8:30～
		8:00	12:00	17:00	18:00	17:00	18:00	18:00
テニス (ハード)		330	1,100	1,320	330	2,420	1,650	2,750
テニス (クレー)		220	880	1,100	220	1,980	1,320	2,200
グラウンド (野球)		550	1,650	2,200	550	3,850	2,750	4,400
グラウンド (ソフトボール)		275	825	1,100	275	1,925	1,375	2,200
ゲートボール		110	330	440	110	770	550	880

施設	時間	7:00～	8:30～	13:00～	17:00～	8:30～	13:00～	8:30～
		8:00	12:00	17:00	21:00	17:00	21:00	21:00
体育館		—	1,320	1,760	2,420	3,080	4,180	5,500

※敷地内(自動車内を含む)は全面禁煙です。また上記施設内への自動車等の乗り入れは固くお断りいたします。

三重県身体障害者総合福祉センター体育館の空調設備使用料（冷暖房費）について

一般の方が体育館を利用する場合に、運動施設利用料金とは別に空調設備使用料をお支払いいただくことで冷暖房をご使用していただけます。

体育館の施設利用料金の変更はありません。

使用できる期間

【冷房】 7月1日～9月30日

【暖房】 12月1日～3月31日

時間	8:30～12:00	13:00～17:00	17:00～21:00	8:30～17:00	13:00～21:00	8:30～21:00
料金	8,750 円	10,000 円	10,000 円	21,250 円	20,000 円	31,250 円

※空調設備使用料（冷暖房費） 2,500 円／時間

冷暖房を使用する場合、体育館の利用予約と一緒に申し込みください。申込・支払い方法等は体育館と同じです。

1時間単位での使用も可能です。その場合は、使用開始時間・終了時間の設定は時間枠内1回限りです。

体育館利用当日や土日祝日等の申し込み、キャンセルには対応できません。ご了承ください。

